役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 神美会(以下「当法人」という。)の定款第9条及び第23条 の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めること を目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
 - (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
 - (3) 報酬とは、職務の対価として受ける財産上の利益をいう。
 - (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費や宿泊費の経費をいう。

(報酬の総額及び支給基準)

第3条 役員及び評議員の報酬総額は、年間30万円以内とし、次に定める報酬を支払うものと する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報 酬は支給しない。

業 務 の 種 類	1日あたりの額
(1) 評議員会への出席	3,000円
(2) 理事会への出席	3,000円
(3) 監事による監事監査への出席	3,000円
(4) 上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

(費用弁償)

- 第4条 役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
 - 2 役員及び評議員がその職務を行うため、出張を要するときは費用弁償として旅費を支給 することができる。

(報酬支給の方法)

- 第5条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払う。ただし、本人の同意を得れ ば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
 - 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金 等を控除して支給する。

(公 表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公 表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

- この規程は、平成25年9月14日から施行する。
- この規程は、平成28年12月10日から施行する。
- この規程は、平成29年6月23日(定時評議員会の議決日)から施行する。
- この規程は、令和元年6月23日(定時評議員の議決日)から施行する。